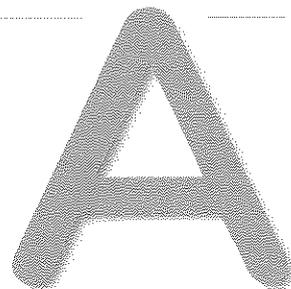


子供を自転車事故から守るために何をしていますか？

川口市自転車の安全な利用の促進に関する条例で保護者が子供のために行うべきことを定めています。

便利で快適な乗り物である自転車。しかし、例え運転者が子供であっても、使い方を誤れば、交通事故の被害者にも加害者にもなりうるのです。市では、自転車の安全な利用の促進に関する条例を制定し、子供が関係する自転車事故を減らすため、保護者に「児童への交通安全教育」「ヘルメットを着用させること」などを行うよう定めています。



子供のために

📖 自転車の安全利用について教えましょう！

- 自転車安全利用五則などの交通ルール
- 自転車点検のしかた
- 反射材やヘルメットの大切さ

🚶 安全対策をしましょう！

- ヘルメットを必ず着用させましょう！

子供を乗せるとき

- ベルトを着用させましょう
- 子供を乗せた自転車からは、離れないようにしましょう

子供が乗るとき

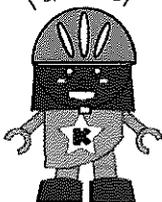
- 体格にあった自転車を選びましょう
- 乗る前に必ず点検をしましょう

正しくかぶってヘルメット

ヘルメットは、正しく着用することで、その効果を発揮します。

かぶり方をCHECK

- 正しい角度でかぶれていますか？ 命を守る！
- 首元のV字部分はねじれていませんか？
- あごとあごヒモの間に人差し指をいれられますか？



自転車を利用するときは

🍃 交通ルールを守りましょう

🔒 防犯対策を行いましょう

- 防犯ネットの使用など、防犯対策を行いましょう。
- 防犯登録は必ずしましょう。
- 施錠を徹底しましょう。

💡 夕方と夜間の交通事故防止対策を行いましょう

- 明るい色の服を着用しましょう
- 衣服・持ち物・自転車などに、反射材を付けましょう
- 夕方や夜間はライトを点灯させましょう

🔧 点検・整備を行いましょう

- 自転車に乗る前に、点検をしましょう
- 自転車安全整備店で点検・整備を受けましょう。

点検の合言葉はフタヘルザハラ

ブレーキ

タイヤ

ベル

サドル

ハンドル
反射材

ライト



▼ 詳しくは、川口市のホームページをCHECK!



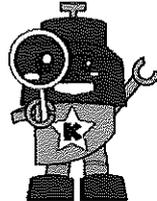
子供の自転車、どう選ぶ？

👍 身体にあうサイズの自転車を選びましょう

長く使おうと大きめの自転車を購入するのではなく、身体にあった自転車を購入しましょう。ケガの防止や自転車操作の上達に繋がります。

選ぶときのポイント

- ◆ サドルに座って両足のつま先が地面に着きますか？
- ◆ サドルに座った状態でハンドルを操作しやすいですか？
- ◆ ブレーキレバーの幅は、子供の手の大きさにあっていますか？



👍 試乗は必須です

同じサイズ表記でも、設計によって各部位の長さなどが異なるため、子供に試乗をさせて、選びましょう。

👍 安全性の基準を示すマーク

一目ただけでは、安全な自転車であるかの判断はなかなかつきません。安全な自転車を選定する、ひとつの目安にBAAマークがあります。



※参考：(一社)自転車協会HP



📖 子供に教える基本の自転車ルール

自転車安全利用五則

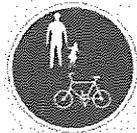
ルールを守って、安全・安心

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

自転車は、車道を通行しなければなりません。

歩道を通行できる場合

- 13歳未満の子供と70歳以上の高齢者など
- 「自転車及び歩行者専用」の標識がある歩道
- 道路工事など車道や交通の状況から見てやむを得ない場合



「自転車及び歩行者専用」の標識

2 車道は左側を通行

自転車は、車道の左端に寄って、通行しなければなりません。

3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩行者の通行を妨げる場合に、自転車を降りて通行するなどの配慮が必要です。

4 安全ルールを守る

- ライトの点灯
- 一時停止と安全確認
- 飲酒運転の禁止
- 二人乗り・並進の禁止



5 子どもはヘルメットを着用

こんな乗り方禁止です！



傘差し運転等の禁止



携帯電話等の使用禁止



イヤホン等の使用禁止

平成30年
4月1日
施行

自転車損害保険への加入が義務化！



自転車事故の
高額賠償事例

(神戸地方裁判所、平成25年7月)

9,521万円

ポイント

- ◆ 「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」が改正
- ◆ 県内で自転車を利用する人は自転車損害賠償保険への加入が義務化へ！
- ◆ 「補償の上限金額」「示談交渉の有無」など保険内容の確認を！

事故による損害を補償する自転車保険等の一覧

個人賠償責任保険	自転車向け保険 保険の特約によるもの	自動車保険の特約 火災保険の特約 傷害保険の特約
団体保険 共済	PTA保険 全労災などの保険	
TSMマーク付帯保険		

自転車保険の詳細は・・・

埼玉県 自転車条例改正

川口市自転車の安全な利用の促進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、自転車の安全な利用に関し、市、市民、自転車を利用する者（以下「自転車利用者」という。）、事業者及び関係団体の責務を明らかにするとともに、自転車の安全な利用の促進に関する施策（以下「自転車安全利用施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、自転車安全利用施策を総合的に推進し、もって歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行し、かつ、市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 自動車等 道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (3) 関係団体 交通安全に関する活動を行う団体並びに市及び警察その他の関係機関が行う自転車安全利用施策に協力する団体をいう。
- (4) 児童 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (5) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。
- (6) 自転車交通安全教育 自転車の安全な利用に関する教育をいう。
- (7) 学校長等 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校並びに保育所その他小学校就学の始期に達するまでの者を保育することを目的とする施設のうち市内に所在するものの設置者及び長をいう。

(基本理念)

第3条 自転車の安全な利用の促進は、自転車が市民及び事業者にとって高い利便性を有し、市民生活及び事業活動に極めて重要な役割を果たす一方で、自転車利用者の交通規則違反、交通マナーの低下等の不適正な利用により市民の安全な生

活の妨げとなっていることに鑑み、市、市民、自転車利用者、事業者、関係団体及び警察その他の関係機関の相互の連携により、協働して行うものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、自転車安全利用施策を総合的に推進するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、自転車の安全な利用に関する理解を深め、家庭、職場、地域等において自転車の安全な利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

2 市民は、市及び警察その他の関係機関が行う自転車安全利用施策に協力するよう努めなければならない。

(自転車利用者の責務)

第6条 自転車利用者は、車両の運転者としての責任を自覚し、自転車の安全な利用に関する理解を深め、道路交通法その他の法令の規定を遵守するとともに、自転車の安全な利用に努めなければならない。

2 自転車利用者は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的促進に関する法律（昭和55年法律第87号）第12条第3項の規定による防犯登録を受ける義務を遵守するとともに、自転車の盗難防止のための施錠、籠からのひったくりを防止するためのカバーの装着その他の防犯対策を行うよう努めなければならない。

3 自転車利用者は、市及び警察その他の関係機関が行う自転車安全利用施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、自転車の安全な利用に関する理解を深め、自転車の安全な利用に関する取組を積極的に行うよう努めなければならない。

2 事業者は、その従業員に対し、自転車の安全な利用に関する理解を深めるための啓発を行うよう努めなければならない。

3 事業者は、市及び警察その他の関係機関が行う自転車安全利用施策に協力するよう努めなければならない。

(関係団体の責務)

第8条 関係団体は、その活動を通じて自転車の安全な利用に関する市民の理解及び協力が得られるよう、自転車の安全な利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

(自転車の小売を業とする者等による情報提供等)

第9条 自転車の小売を業とする者及び自転車の貸付けを業とする者（以下「自転車貸付業者」という。）は、自転車の販売、点検整備及び貸付けに当たっては、その相手方に対し、自転車の安全な利用に関する必要な情報の提供及び助言を行うよう努めなければならない。

(自転車交通安全教育)

第10条 市は、関係団体及び警察その他の関係機関と連携し、市民に対し、自転車交通安全教育を行うものとする。

2 市は、学校長等と連携し、在学し、又は保育される児童（次条において「生徒等」という。）の発達段階に応じた自転車交通安全教育を行うものとする。

3 市は、高齢者（65歳以上の者をいう。第15条第2項において同じ。）に対し、その特性に応じた自転車交通安全教育を行うものとする。

第11条 学校長等は、生徒等に対し、その発達段階に応じた自転車交通安全教育を行うものとする。

2 学校長等は、生徒等の保護者に対し、自転車の安全な利用に関する理解を深めるための啓発を行うよう努めなければならない。

第12条 保護者は、その監護する児童に対し、自転車交通安全教育を行うよう努めなければならない。

(自転車の点検整備)

第13条 自転車利用者、自転車を所有する者、自転車貸付業者及び自転車を人の移動、貨物の運送等の手段として事業の用に供する者（次条第1項において「自転車利用者等」という。）は、その利用し、所有し、貸し付け、及び事業の用に供する自転車について、当該自転車の安全性を確保するため、必要な点検及び整備を行うよう努めなければならない。

2 保護者は、その監護する児童が自転車を利用するときは、必要な点検及び整備

を行うよう努めなければならない。

(反射器材の備付け等)

第14条 自転車利用者等は、その利用し、所有し、貸し付け、及び事業の用に供する自転車の側面に反射器材を備え付けるよう努めなければならない。

2 自転車利用者は、夜間等における反射材の身体又は衣服への装着その他その存在を示すために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 自転車利用者は、夜間のほか、夕方には前照灯を点灯するよう努めなければならない。

(乗車用ヘルメットの着用等)

第15条 保護者は、その監護する児童が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットの着用その他自転車の利用に係る交通事故による被害の軽減を図るための措置を講じさせるよう努めなければならない。

2 高齢者は、自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。

(広報及び啓発等)

第16条 市は、関係団体及び警察その他の関係機関と連携し、自転車の安全な利用を促進するために必要な広報及び啓発を行うものとする。

2 市は、自転車に関係する交通事故を防止するため、警察その他の関係機関と連携し、自転車に関係する交通事故の発生状況等の情報を市民及び自転車利用者に提供するものとする。

(道路環境の整備)

第17条 市は、自転車の安全な利用を促進するため、歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行できる道路環境の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第18条 市は、自転車の安全な利用を促進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。